

地域公共交通確保維持改善事業等 支援制度について



神戸運輸監理部 兵庫陸運部

(1) 地域公共交通確保維持改善事業と 訪日外国人受入環境整備緊急対策事業

地域公共交通確保維持改善事業（全体像）

地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援

平成29年度予算額 214億円

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通確保維持事業

<地域の特性に応じた生活交通の確保維持>

- 陸上交通
 - 「地域間幹線系統補助」「地域内フィーダー系統補助」…………… 運行費に対する補助
 - 「車両減価償却費等補助」「公有民営方式車両購入費補助」…… 上記系統で運行する車両購入に係る補助
- 離島航路 ○ 離島航空路

地域公共交通バリア解消等促進事業

<快適で安全な公共交通の構築>

- 「バリアフリー化設備等整備事業」…………… 公共交通のバリアフリー化を一体的に支援
- 「利用環境改善促進等事業」…………… LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援
- 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」…… 地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援

地域公共交通調査等事業

<地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し>

- 「計画策定事業」「再編計画策定事業」…………… 地域公共交通網形成計画、再編実施計画等の策定に要する経費を支援
- 「計画推進事業」「再編計画推進事業」…………… 網形成計画、再編実施計画に基づく利用促進・事業評価に要する経費を支援

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

平成29年度予算額 85億円の内数
(対前年度比 1.07)

- 訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上や、観光地までの移動円滑化等を支援する。

具体的な取組

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

公共交通機関における多言語化、無料Wi-Fi整備その他の移動円滑化の取組を支援

<支援メニュー例>

■ 多言語化



■ 無料公衆無線LAN環境の整備



■ 交通系ICカード



■ 段差の解消(エレベーター、スロープ)



■ ホームドア



■ 公共交通機関のユニバーサルデザイン化 (ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー等)



(2) 地域公共交通確保維持事業

地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

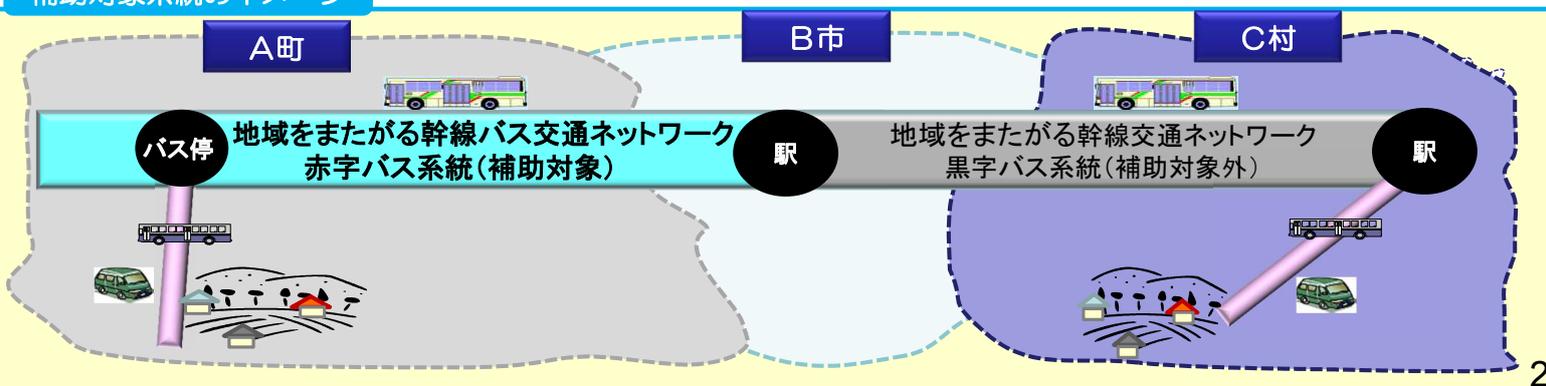


<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)
－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

- **補助率**
1/2
- **主な補助要件**
 - ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を満たさない系統については輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

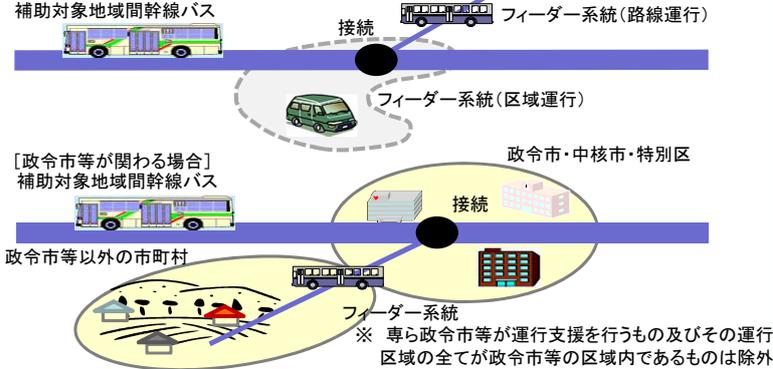
1/2

○ 主な補助要件

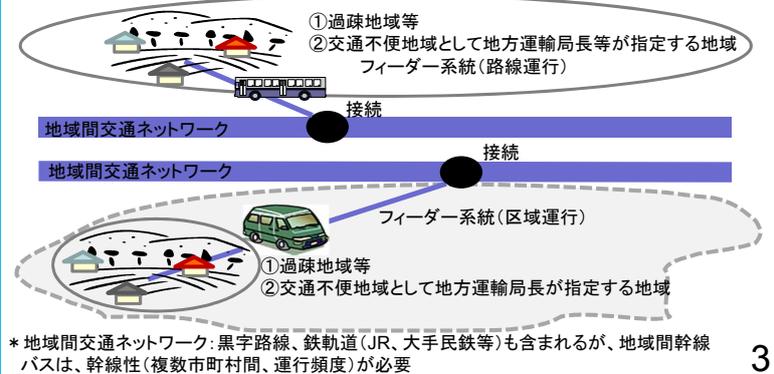
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること【**接続性要件**】
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること【**新規性要件**】
- ・乗車人員が1人/1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額



<補助対象経費算定方法>

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用
× 系統毎の実車走行キロの**実績**)(30年度見直し)

経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収
及び営業外収益の**実績**)(30年度見直し)

○ 補助率

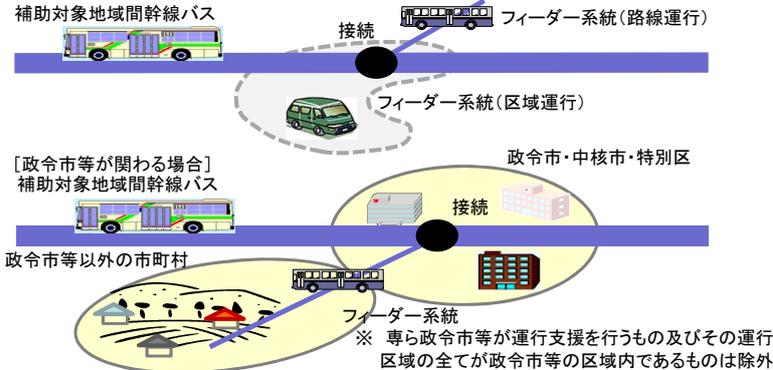
1/2

○ 主な補助要件

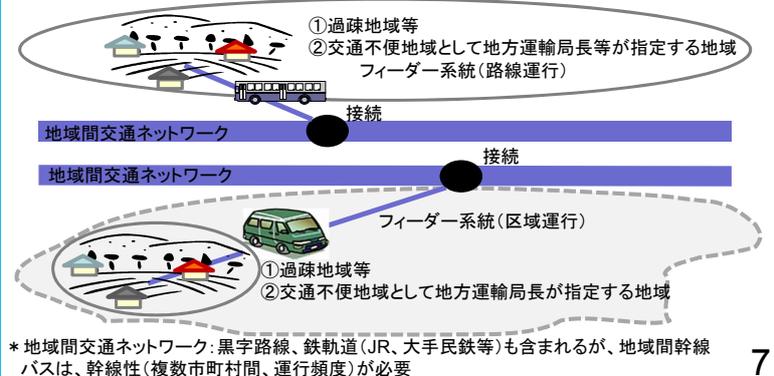
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること【**接続性要件**】
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること【**新規性要件**】
- ・乗車人員が2人/1回以上(30年度見直し)であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

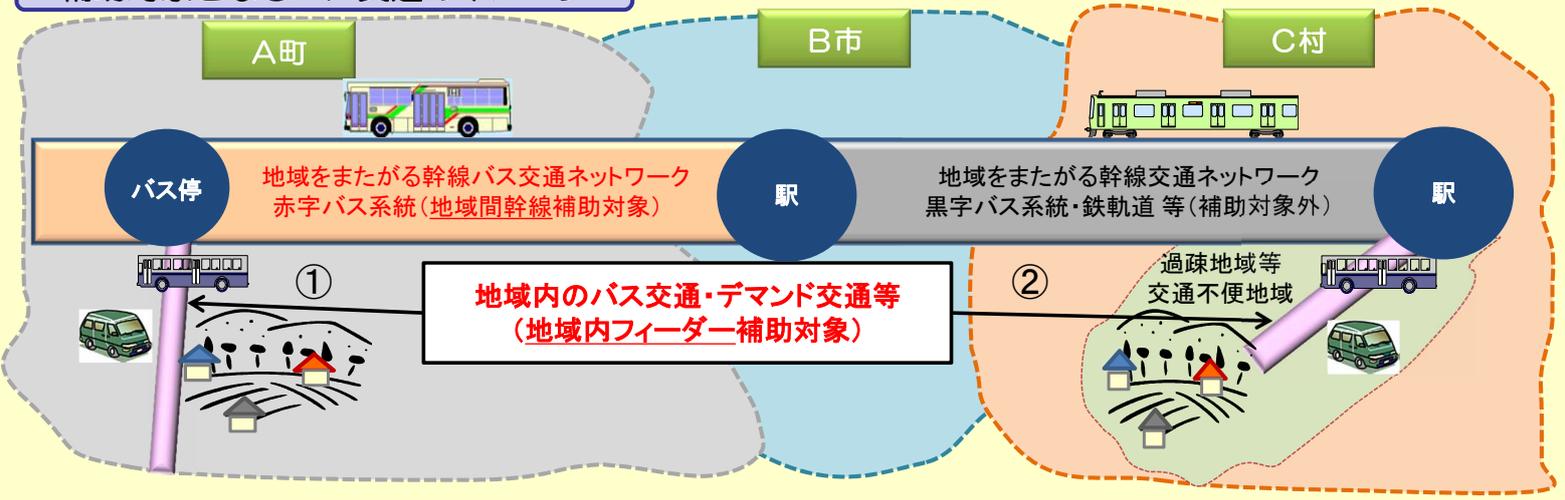


(2) 交通不便地域



幹線交通ネットワークとの接続性

補助対象となるバス交通のイメージ



地域内フィーダー補助における接続性要件

①補助対象地域間幹線システムのフィーダー系統であること。(政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。)

※「フィーダー系統」とはバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。

②法律に基づく過疎地域等又は地域運輸局長等が指定する交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。

※「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」とは、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

系統見直しに係る新規性の取扱い

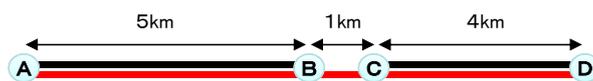
○系統見直しに係る取り扱い

地域のニーズ等を踏まえて系統の見直しを行う場合においては、新たに運行する系統の主系統と、当該主系統と運行区間が重複する既存系統(新規系統の運行の開始の日の直前の1年間に運行されていた運行系統を含む。また、重複する既存系統が複数ある場合には、すべての既存系統とする。)を比較し、当該主系統のうち、既存系統と運行区間が重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合、新たに運行を開始するものとして取り扱う。

ケース1

見直し前系統(A-B)、(C-D)

見直し後系統(A-B-C-D)

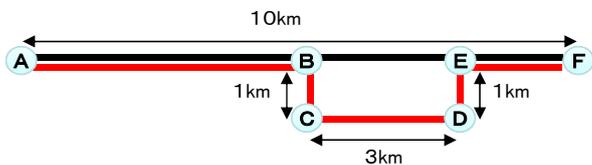


○ 新規系統(10km)の20%以上のキロ程 : 2km
見直し前系統と異なる区間のキロ程が1kmであるため、**新たに運行を開始するものとして取り扱えない。**

ケース2

見直し前系統(A-B-E-F)

見直し後系統(A-B-C-D-E-F)

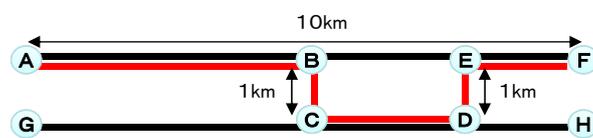


○ 新規系統(12km)の20%以上のキロ程 : 2.4km
見直し前系統と異なる区間のキロ程が5kmであるため、**新たに運行を開始するものとして取り扱える。**

ケース3

見直し前系統(A-B-E-F)

見直し後系統(A-B-C-D-E-F)



既存系統(G-C-D-H)

○ 新規系統(12km)の20%以上のキロ程 : 2.4km
見直し前系統及び既存系統と異なる区間のキロ程が2kmであるため、**新たに運行を開始するものとして取り扱えない。**

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業(法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法 § 4)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法 § 4)		・タクシー
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)			・工場従業員の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス
自家用自動車による有償 の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	市町村運営有償運送(省 § 51)		・自治体バス
		公共交通空白地有償運送(省 § 51)		・公共交通空白地有償運送
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)		・幼稚園バス	
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

地域公共交通確保維持事業補助対象

法＝道路運送法
省＝道路運送法施行規則

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

- 幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通再編実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助が可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

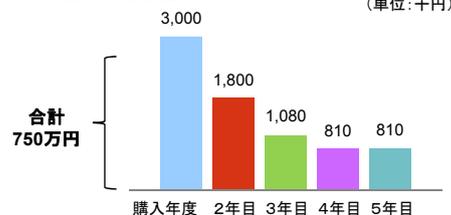
○ 主な補助要件

- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ④ 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであってすべての座席に座席ベルトが義務付けられている定員11人以上の車両(29年度見直し)

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

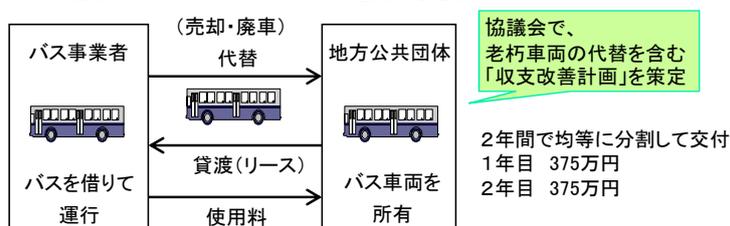


車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



	H28年度												H29年度												H30年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
29年度事業	市町村毎の 国庫補助上限額 の通知(※1)	確保維持改善計 画策定																																			
30年度事業													市町村毎の 国庫補助上限額 の通知(※1)	確保維持改善計 画策定																							
31年度事業																																					
																									市町村毎の 国庫補助上限額 の通知(※1)	確保維持改善計 画策定											



※1: 国庫補助上限額の通知については、地域内フィーダー系統補助のみ
 ※2: 調整率の提示、補助金変更交付申請(増額者)については、地域間幹線系統補助のみ

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業 等

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等 ・補助率：1/3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消（※）、転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）

補助率：1/3



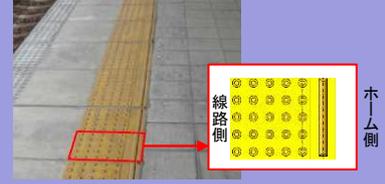
車椅子用階段昇降機



ホームドア



視覚障害者誘導用ブロック



ホーム側
線路側

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入
補助率：1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入
補助率：1/3



福祉タクシー

○情報提供（※）
（発車案内表示システム等）

補助率：1/3



発車案内表示システム

※駅等のエレベーター整備、バスターミナル等の情報提供案内板など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

	地域公共交通確保維持改善事業 バリアフリー化設備等整備事業	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 交通サービス利便向上促進事業
鉄道	・鉄軌道駅の段差解消(階段昇降機に限る。)	・鉄軌道駅の段差解消(エレベータ、スロープ等に限る。)等
	・鉄軌道駅の転落防止設備(ホームドア、内方線付き点状ブロック)(右記を除く。)	・鉄軌道駅の転落防止設備(ホームドア、内方線付き点状ブロック)(周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅に限る。)
	・鉄軌道駅の誘導用ブロック(右記を除く。) ・鉄道駅の待合施設、情報提供案内板等	・鉄軌道駅の誘導用ブロック(エレベータ等と同時に整備するものに限る。) ・多機能トイレ
自動車	・ノンステップバス・リフト付きバス(右記を除く。)	・ノンステップバス・リフト付きバス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。補助対象事業者に貸切バス事業者を含む。)
	・福祉タクシー(右記のユニバーサルデザインタクシーを除く。)	・ユニバーサルデザインタクシー (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。定額運賃以外を含む。)
	・バスターミナル等の段差解消(階段昇降機に限る。)	・バスターミナル等の段差解消(エレベータ、スロープ等に限る。)等
	・福祉タクシーの共同配車センター ・バスターミナル等の誘導用ブロック(右記を除く。) ・バスターミナル等の待合施設等	・バスターミナル等の誘導用ブロック(エレベータ等と同時に整備するものに限る。) ・多機能トイレ

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。

- ・補助対象事業者：交通事業者等
- ・補助率：1／3等

支援対象メニュー（例）

○LRTシステムの導入に要する経費



<低床式車両の導入>



<停留施設の整備>

※ LRT：低床式路面電車による幹線的な交通システム

○BRTシステムの導入に要する経費



<連節バスの導入>

※ BRT：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

◆LRT・BRTの導入について、下表の左欄に掲げる事業は、それぞれ右欄のとおり補助率をかさ上げ。

事業	補助率
「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に基づいて実施される事業	2／5
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1／2
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1／2

※交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

	地域公共交通確保維持改善事業 利用環境改善促進等事業	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 交通サービス利便向上促進事業
鉄道	・鉄軌道駅等の生活支援機能施設	
	・LRTシステム（ICカードシステムを除く。）（右記を除く。）	・LRTシステム（ICカードシステムを除く。） （訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）
	—	・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム ・ロケーションシステム（多言語表記等を行うものに限る。）
自動車	・BRTシステム（PTPS等を含み、ICカードシステムを除く。）（右記を除く。）	・BRTシステム（PTPS等を含み、ICカードシステムを除く。） （訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）
		・PTPS（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）
		・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム ・バスロケ（多言語表記等を行うものに限る。）
		・超小型モビリティの導入（観光周遊に使用するものに限る。）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援。

■ 補助対象事業者：鉄軌道事業者

■ 補助対象事業

- ・車両設備の更新・改良
- ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等の修繕 ※1

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援

■ 補助率：国 1/3 または 1/2 ※2

※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、財政
状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、
補助率 1/2



車両の更新



レールの修繕

	地域公共交通確保維持改善事業 利用環境改善促進等事業	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業	鉄道施設総合安全対策事業費補助
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・車両設備の更新・改良 ・修繕 ・鉄道事業再構築事業を実施する事業の設備全般の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両設備（多言語表記等を行うものに限る。）の整備等（増車、大規模修繕を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両設備以外の設備の整備

※地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業等においても支援。

(4) 地域公共交通調査等事業 等

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援。

地域公共交通調査事業(計画策定事業)

○補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体

地域公共交通網形成計画等

○補助対象経費: 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

○補助率: 1/2(平成29年度見直し)

地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

○補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体

○補助対象経費: 地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

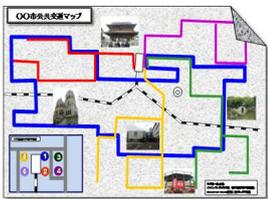
○補助率: 1/2(平成29年度見直し)

※補助対象者となる地方公共団体は、協議会を設置する者に限る。 11

地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通調査事業(計画推進事業): 地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間
地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業): 地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間
(認定期間内に限る。)

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
- ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
- ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証
(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた事業改善方策の検討
(協議会委員の旅費・日当等)

※補助対象者となる地方公共団体は、協議会を設置する者に限る。 12

交通サービスに係るインバウンド対応に関する調査・利用促進は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

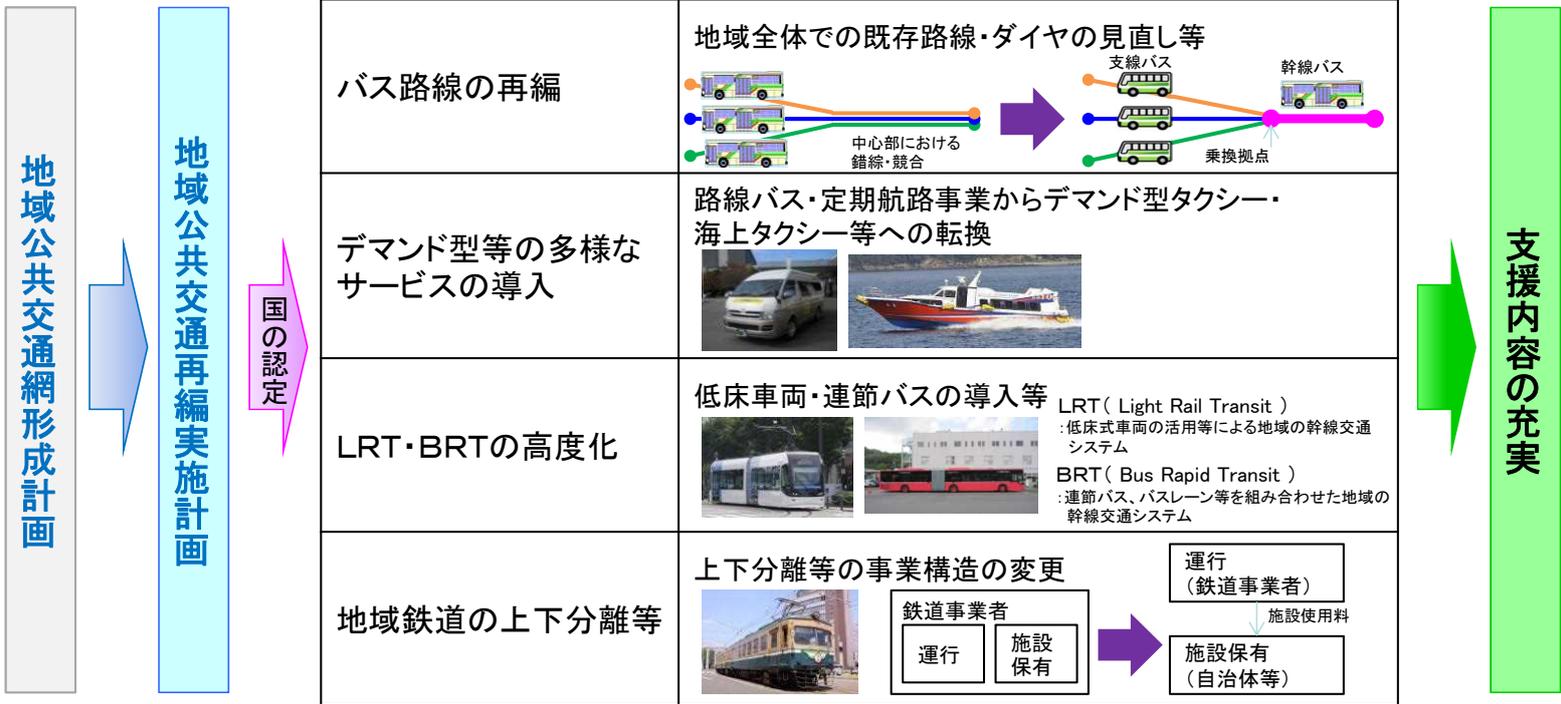
	地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通調査等事業	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 交通サービス調査事業
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画等作成のための調査 ・地域公共交通再編実施計画作成のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者等の移動円滑化のための二次交通に関する調査
推進	<p>地域公共交通網形成計画に基づく事業として実施する利用促進、事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成 ・企画切符発行 等 <p>地域公共交通再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進、事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成 ・企画切符発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップ、総合時刻表等(多言語表記等を行うものに限る。)の作成 ・訪日外国人旅行者等向けの企画切符発行 等

(5) 地域公共再編実施に対する重点的な支援

地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対して重点的な支援を実施。

- 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- LRT・BRTの高度化
- 地域鉄道の上区分離等



地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援内容

	通常の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に位置付けられている場合の支援内容(青字: H27、赤字: H28)
地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定等 【地域公共交通調査等事業】	計画策定 (補助率: 1/2)	計画策定 (補助率: 1/2) 利用促進・事業評価 (補助率: 1/2) ※地域公共交通網形成計画については最大2年間
路線バス・デマンド型タクシーの運行 【地域公共交通確保維持事業(陸上交通: 地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助)】	対象系統 【地域間幹線系統】 ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のも ③ 輸送量が15人~150人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バスシステムを補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率: 1/2)	対象系統 【地域間幹線系統】 イ. 路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統 ⇒ ①及び③の要件の適用除外 ・支線系統における小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 ロ. イ.の対象となる系統以外の系統 ⇒ ③の要件の緩和(最低輸送量: 3人/日) ・小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 【地域内フィーダー系統】 ①の要件: 政令市等以外とする地域限定の解除 ②の要件: 従前から運行している系統のみなし適合 【共通】 車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は公有民営補助 (補助率: 1/2)
路線バスからデマンド型タクシーへの転換 【地域公共交通確保維持事業(陸上交通: 予約型運行転換経費補助)】	—	デマンド型運行に用いる小型車両(乗車定員7~10人)・セダン型車両(乗車定員6人以下)の補助対象化・購入時一括補助化、予約システムの導入の補助対象化 (補助率: 1/2)
離島航路の運営 【地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)】	対象航路: 唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業 (補助率: 1/2)	対象航路: 唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業、左記の補助対象航路から転換する人の運送をする不定期航路事業及び人の運送をする貨物定期航路事業(補助率: 1/2)
LRT・BRTの整備 【地域公共交通/バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)】	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率: 1/3)	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率: 2/5(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業を実施する場合や、立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)も策定されている場合は、1/2)) (注)国の認定を受けたものに限る。
地域鉄道の安全対策 【地域公共交通/バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)】	安全設備の整備等 (補助率: 1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、財政力指数が厳しい自治体が負担する費用相当分については1/2))	安全設備の整備等 (補助率: 1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、自治体が負担する費用負担相当分については1/2))

需要規模が小さい地方部のバス路線について、ミニバンやセダンといった車両へのダウンサイジングと合わせて増便や定時性の向上などのサービス改善やデマンド交通への転換を行う取組等に対して支援を拡充し、地域公共交通ネットワークの効率化・再編を推進(地域公共交通再編実施計画に基づく特例)

【地域間幹線系統】

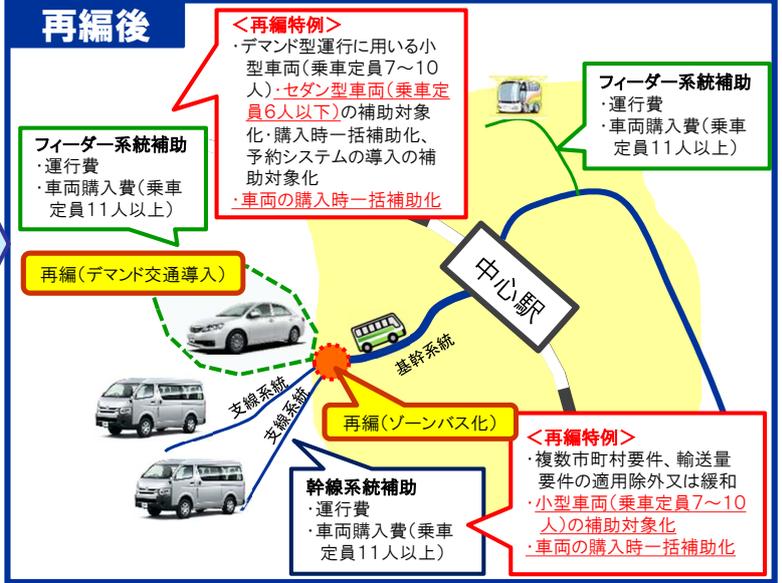
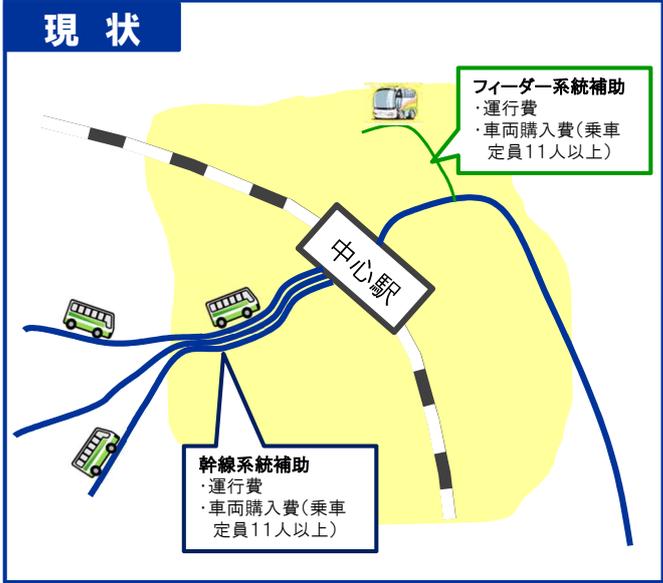
- ・ゾーンバス化等により、基幹系統と支線系統とに運行系統を分けることで地域間幹線補助系統の要件を満たさなくなる系統についても補助対象化(複数市町村要件、輸送量要件の除外)
- ・上記の対象となる系統以外の系統について輸送量要件(15人/日)の緩和(3人/日)
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両(乗車定員7~10人)を補助対象化(平成28年度見直し)

【地域内フィーダー系統】

- ・路線バスからデマンド型運行への転換に関し、小型車両(乗車定員7~10人)及び予約システムの導入を支援。
- ・地域の実情に応じた効率的な運行を実現するため、セダン型車両(乗車定員6人以下)を補助対象化(平成28年度見直し)

【共通】

- ・バス会社の資金繰りや金融費用削減のため、車両の購入時一括補助化(平成28年度見直し)



※「ゾーンバス化」:運行地域のバス交通の拠点となる乗継ポイントを設定し、乗継ポイントを起点に中心部までの路線を「基幹系統」、乗継ポイントから周辺地域への路線を「支線系統」に役割分担すること。

地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:予約型運行転換経費補助)

地域公共交通再編実施計画に基づく路線バスからデマンド型運行への転換に関し、小型車両(セダン型車両を含む。)及び予約システムの導入を支援(平成28年度見直し)

小型車両の導入

デマンド型交通を導入しようとする地域は道幅が狭隘な道路等も多いことから、小回りも利き、効率的な運行にも適した小型の車両が多く用いられている状況に鑑み、デマンド型運行に用いる小型車両(セダン型車両を含む。)の導入を支援

- 【補助対象事業者】
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 【補助対象経費】
乗車定員10人以下の車両(セダン型車両を含む。)の購入に係る経費(上限500万円)
(※)バリアフリー化対応のための改造費を含む。
- 【補助率】
1/2



予約システムの導入

デマンド型運行において、利用者登録、利用者からの電話等による予約受付、最適運行ルート検索・設定・運行等一連の流れについて、関連機器一式(共有サーバ(クラウド方式)、PC、車載器)により一括管理し、ドアツードアの効率的なサービス提供を可能とする予約システムの導入を支援

- 【補助対象事業者】
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 【補助対象経費】
予約システム導入に係る経費(関連システム開発、機器導入、オペレーター研修に要する経費)(上限1,300万円)
- 【補助率】
1/2

○初期経費イメージ



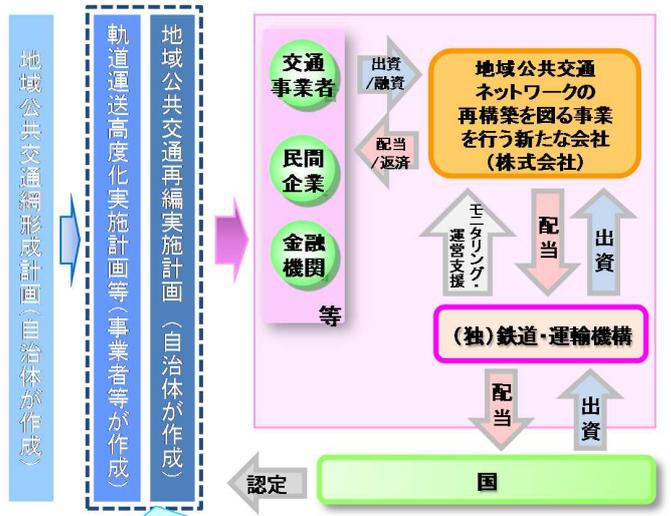
受付端末、オペレーター研修

車載器

○ 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社
 に対して(独)鉄道・運輸機構が出資

平成29年度財政投融资計画
 産業投資 12億円

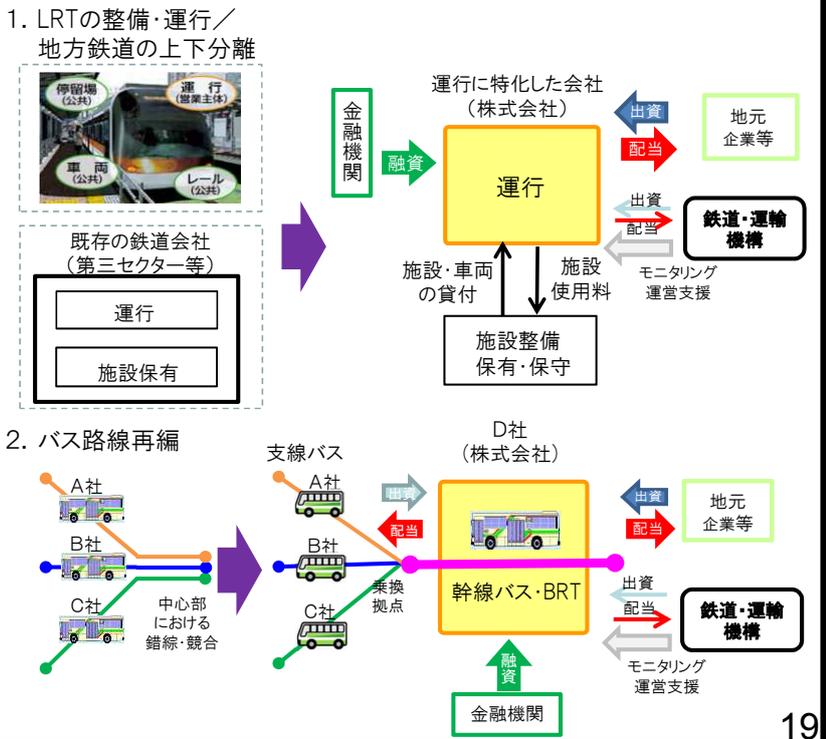
基本スキーム



- ① LRT・BRTの整備・運行
 - ② 上下分離による地方鉄道の再生
 - ③ バス路線網の再編
 - ④ これらと一体となったICカードや情報案内システムの導入等
-
- (LRT) (BRT) (ICカード)

産業投資による支援対象となる 新設事業運営会社のイメージ

鉄道・運輸機構による出資が、地元企業等・金融機関の出融資の呼び水としての効果を発揮



地域公共交通確保維持改善事業 (担当部署)

地域公共交通確保維持事業

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
 - ・運輸支局等 輸送部門
 - ・自動車交通部 旅客第一課
- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
 - ・運輸支局等 企画部門
 - ・交通政策部 交通企画課
- 離島航路運営費等補助金
 離島航路構造改革補助金
 - ・海事振興部 旅客課

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化設備等整備事業
 利用環境改善促進等事業
 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

- 自動車関係
 - ・運輸支局等 輸送部門
 - ・自動車交通部 旅客第一課 (バス)
 - ・自動車交通部 旅客第二課 (タクシー)
- 鉄道関係
 - ・鉄道部 計画課
- 海事関係
 - ・海事振興部 旅客課

地域公共交通調査等事業

地域公共交通調査事業
 地域公共交通再編推進事業

- ・運輸支局等 企画部門
- ・交通政策部 交通企画課



運輸支局等			近畿運輸局		
滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253	交通政策部	交通企画課	06-6949-6409
京都運輸支局	総務企画部門 輸送部門	075-681-1427 075-681-9765	自動車交通部	旅客第一課	06-6949-6445
大阪運輸支局	総務企画部門 輸送部門	072-821-9176 072-822-6733		旅客第二課	06-6949-6446
兵庫陸運部	企画調整官 輸送部門	078-453-1106 078-453-1104	鉄道部	計画課	06-6949-6442
奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151	海事振興部	旅客課	06-6949-6416
和歌山運輸支局	総務企画部門 輸送・監査部門	073-422-2130 073-422-2138			